

帯広市地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス）実施要綱

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 移動支援事業

（目的）

第2条 移動支援事業（以下この章において「事業」という。）は、屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、原則帯広市に居住し、次の各号のいずれかに該当する者であつて、屋外での移動に著しい制限があるため本事業による支援が必要であると市長が認めたものとする。ただし、法第19条第3項の特定施設入所障害者であつて、同項の特定施設への入所前に有した居住地（同項の継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）が帯広市外である者は、事業の対象者から除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所の意見書等により本事業の利用が必要と認められる児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は同等と認められる者
- (4) 法第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平成25年厚生労働省告示第7号）別表に定める制限を受ける者
- (5) 短期入所（法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）を利用する障害者等
- (6) その他市長が必要と認めた者

（事業内容等）

第4条 事業の内容は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものとし、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 個別支援型 個別的支援が必要な障害者等に対する支援
- (2) グループ支援型 屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援
- (3) 車両移送型 短期入所を利用する場合の送迎支援

2 事業の対象となる外出は、次に掲げるものとする。

- (1) 官公庁及び金融機関での手続、公的行事及び冠婚葬祭への出席、生活必需物資の購入等社会生活上必要不可欠な外出
- (2) 外食、レジャー、映画鑑賞等余暇活動に係る社会参加に係る外出
- (3) 1日の範囲内で用務を終える外出（通年かつ長期にわたる外出（通学、通勤、営業活動等の経済活動に伴う外出）及び社会通念上適当でない外出を除く。）。ただし、対象者の社会参加を促進する観点から必要と認められる場合であって、サービス提供者を確保することが可能なときは、原則1泊2日を上限に移動サービスの対象とすることができる。
- (4) その他対象者の社会参加を促進するうえで、市長が特に必要と認める外出（サービス提供従事者）

第5条 事業のサービス提供に従事する者は、ヘルパー2級又はこれと同等以上の資格を有するものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる者に対するサービスについては、当該各号に定める者がサービスを提供することができる。

- (1) 視覚障害者 視覚障害者移動介護従業者養成研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (2) 全身性障害者 全身性障害者移動介護従業者養成研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第3章 日中一時支援事業

(目的)

第6条 日中一時支援事業（以下この章において「事業」という。）は、障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を得ることにより、障害者等の福祉の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第7条 事業の対象者は、帯広市に居住し、次の各号のいずれかに該当する者であって、本事業による支援が必要と市長が認めたものとする。

- (1) 第3条第1号から第4号までの規定に該当する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

(事業内容)

第8条 事業の内容は、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等（以下「実施施設」という。）において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、日常生活訓練（機能訓練又は社会適用訓練をいう。）などを行うものとする。

(開設時間)

第9条 実施施設の開設時間は原則として午前9時から午後6時までの間とする。ただし、利用者からの希望により、開設時間を変更することができるものとする。

(利用量)

第10条 事業を利用する者は、定められた利用決定量の範囲内で事業を利用できるものとする。この場合において、事業を利用した量は、事業を利用した時間（以下「所要時間」という。）に応じて1日に次の割合を乗じた日数で算定するものとする。

- (1) 所要時間2時間未満の場合は、100分の25
- (2) 所要時間2時間以上4時間未満の場合は、100分の50
- (3) 所要時間4時間以上6時間未満の場合は、100分の75
- (4) 所要時間6時間以上の場合は、100分の100

第4章 訪問入浴サービス事業

(目的)

第11条 訪問入浴サービス事業（以下この章において「事業」という。）は、障害者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。

(対象者)

第12条 事業の対象者は、帯広市に居住する障害者等のうち、本事業による支援が必要と市長が認めたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 40歳以上の介護保険被保険者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第8条第3項に規定する訪問入浴介護又は同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護の利用が可能な者
- (2) 入院加療を要する病態の者
- (3) 伝染性の疾病を有している者
- (4) 医師により入浴が不可と診断された者
- (5) その他市長が不相当と認めた者

(事業内容)

第13条 事業の内容は、障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護とする。

(サービスの提供従事者)

第14条 事業のサービスの提供に当たる従事者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師 1人以上
- (2) 介護職員 2人以上

2 前項各号の従事者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

(留意事項)

第15条 サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用回数)

第16条 サービスの利用回数は、月5回(週1回)までを基本とする。ただし、市長が必要と認めた場合は利用回数を調整できるものとする。

第5章 支援事業所の指定等

(事業所の指定)

第17条 支援事業を実施しようとする者は、あらかじめ地域生活支援(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)事業所指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、内容を審査し、指定の可否を決定したときは、地域生活支援(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)事業所指定決定通知書(様式第2号)又は地域生活支援(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)事業所不指定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(指定の要件)

第18条 移動支援事業を実施する事業者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 法第36条に基づく指定障害福祉サービス事業者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を受けていること。
- (2) 短期入所のサービス提供を行う事業者であること。(第4条第1項第3号に定める車両移送型のサービス提供を行う場合に限る。)

2 日中一時支援事業を実施する事業者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、市長が災害その他やむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 法第36条に基づく指定障害福祉サービス事業者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を受けていること。

- (2) 事業の実施施設の面積が、障害者等1人当たり3m²以上であること。
 - (3) 次に掲げるサービス提供者の配置基準を満たしていること。
 - ア 利用者が10人までは、2以上
 - イ 利用者が10人を超えるときは、2に利用者の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (4) 保育士又は介護員（ヘルパー2級又はこれと同等以上の資格を有する者に限る。）の資格を有し、専らその職務に従事する職員を1名以上配置していること。
 - (5) 医療的ケアが必要な障害者等へのサービスを提供するときは、看護師又は准看護師の資格を有する者を配置していること。
- 3 訪問入浴サービス事業を実施する事業者は、介護保険法第70条に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている者であって、同法第8条の訪問入浴介護を提供しているものでなければならない。

（事業の変更及び廃止）

第19条 第17条第2項の規定に基づき指定を受けた事業所を設置する者（以下「事業者」という。）は、申請内容に変更があった場合又は事業を廃止する場合は、事業変更（廃止）届（様式第4号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

（指定の取消し）

第20条 市長は、次の各号に該当する場合は指定を取り消し、又は期間を定めてその効力の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 事業所指定申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - (2) 報酬の請求に不正があったとき。
 - (3) 利用者への虐待行為等、不適切な事業運営を行ったとき。
 - (4) 第24条の事項を遵守しなかったとき。
 - (5) 法第50条の規定により指定障害福祉サービス事業所としての指定を取り消し、又は期間を定めてその効力の全部若しくは一部が停止されたとき。
 - (6) 次条の規定による調査において、不適切な事業運営を行っている認められ、かつ、市長の改善命令に応じないとき。
 - (7) その他取消し又は期間を定めてその効力の全部若しくは一部を停止することが必要であると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又はその効力の全部又は一部を停止することを決定したときは、指定事業所取消し通知書（様式第5号）又は指定事業所停止通知書（様式第5号の2）を当該事業所に対して交付するものとする。

（調査）

第21条 市長は、必要があると認めたときは、事業所その他関係施設に立ち入り、関係書類

等の提出を求め、事業所の運営状況、事業の実施状況等を調査することができる。

(苦情解決)

第22条 事業者は、支援事業に関する苦情処理窓口を設けなければならない。

- 2 事業者は、支援事業に対し市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善をするとともに、改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第23条 事業者は、支援事業の実施において、事故が発生した場合は、速やかに事故に対処し、市長及び保護者等に連絡しなければならない。

- 2 事業者は、支援事業の実施において、賠償すべき事故が起きた場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(遵守事項)

第24条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 事業者は、従事者の資質向上のために、研修等の機会を確保しなければならない。
- 3 事業者は従事者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。
- 4 事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者に関する秘密を漏らしてはならない。また、従事者が退職した後も同様とする。

第6章 利用申請等手続及び費用負担等

(利用の申請等)

第25条 支援事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援（移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス）事業利用申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

- 2 移動支援事業のうち第4条第2項第3号ただし書に規定するサービスの利用を申請する場合は、出発の概ね10日前までに申請するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、申請者及びその者の属する世帯の状況その他必要な事項について調査し、利用の可否、サービスの利用区分及び量について決定し、利用の可否を決定したときは地域生活支援事業支給（不支給）決定通知書（様式第7号）により当該申請者にその旨を通知するとともに、利用を可とする旨の決定をした場合は、併せて受給者証（様式第8号）を交付するものとする。ただし、移動支援事業のうち第4条第1項第3号に規定する車両移送型については、短期入所の支給決定をもって本サービスの支給決定とみなす。

(支給決定期間及び更新申請)

第26条 前条第3項の規定による支給決定の期間は、決定を行った日から起算して、1年

以内とする。

- 2 支給期間満了後も引続き事業を利用しようとする場合は、申請者は、支給期間満了日までの1か月以内に前条第1項に規定する申請を行わなければならない。

(変更の申請等)

第27条 事業を利用することを認められた者(以下「支給決定者」という。)は、サービスの内容等を変更しようとするときは、地域生活支援(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)事業支給決定内容変更申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があり、支給決定の変更の可否を決定したときは、地域生活支援事業支給決定内容変更決定(却下)通知書(様式第10号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第28条 支給決定者等は、次に掲げる事項に該当する場合は、地域生活支援(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)利用変更(廃止)届出書(様式第11号)により届け出なければならない。

- (1) 支給決定者の氏名及び居住地等に変更があった場合
- (2) 死亡、転出等により利用の廃止をする場合

(利用の取消し)

第29条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すものとする。

- (1) 支援事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

(利用の方法)

第30条 この事業においては、事業者は支給決定者と直接契約するものとする。その際、事業者は支給決定者の受給者証により、支給決定にかかわる事項を確認しなければならない。

(費用の支給等)

第31条 市長は、支給決定者が支給の決定を受けた事業に係るサービスを利用したときは、当該支給決定者に対し、当該サービスに要する別表1から別表3までに定める費用を支給することができる。

- 2 前項の規定により支給決定者に支給する額は、別表4に掲げる額を控除した額とする。

- 3 市長は、支給決定者が指定事業者を支払うべき当該事業に係るサービスに要する費用

について、第1項の規定により当該支給決定者に支給すべき額を当該事業者を支払うことができる。

- 4 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に対し第1項の規定による支給があったものとみなす。

(請求及び支払)

第32条 事業者は、前条第3項の規定により代理受領する費用について、事業を実施した月の翌月10日までに、地域生活支援事業給付費請求書(様式第12号)に地域生活支援事業給付費明細書(様式第13号)及び次項に定めるサービス提供実績記録表を添付のうえ、市長に請求するものとする。

- 2 事業者は、事業を実施した月のサービス提供実績について、次の各号のとおり報告するものとする。

- (1) 移動支援事業 移動支援事業サービス提供実績記録表(様式第14号の1)
- (2) 日中一時支援事業 日中一時支援事業サービス提供実績記録表(様式第14号の2)
- (3) 訪問入浴サービス事業 訪問入浴サービス事業サービス提供実績記録表(様式第14号の3)

- 3 市長は、第1項の請求があったときは内容を確認の上、当該請求があった日から30日以内に事業者に対し支払うものとする。

(支給決定者の実費負担)

第33条 支給決定者は、次の各号に掲げる支援事業について、当該各号に定める費用を負担するものとする。

- (1) 移動支援事業 用務先までの交通費や用務先での入場料、宿泊料等必要経費。この場合における費用には、支給決定者自身分のほか、従事者分を含むものとする。
- (2) 日中一時支援事業 サービスの提供に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定者が負担することが適当と認められるものの費用
- (3) 訪問入浴サービス事業 支給決定者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

- 2 事業者は、前項の規定により支給決定者が費用を負担するサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定者の同意を得なければならない。

(費用の支給額の変更)

第34条 市長は、災害その他特別の事情があることにより、支給決定者が負担すべき費用の額を負担することが困難であると認めるときは、当該支給決定者に支給すべき額を変更することができる。

(その他)

第35条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年4月から6月までの所得区分)

2 平成19年4月から6月までに限り、別表4の規定の適用については、「市町村民税所得割課税額が16万円未満」とあるのは、「市町村民税所得割課税額が10万円未満」とする。

(準備行為)

3 支援事業所の指定申請その他支援事業を実施するために必要な準備の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表4の規定は、この要綱の施行の日以後に利用されるサービスに要する費用について適用し、同日前に利用されたサービスに要した費用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表2の規定は、この要綱の施行の日以後に利用されるサービスに要する費用について適用し、同日前に利用されたサービスに要した費用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス）実施要綱別表2の規定は、この要綱の施行の日以後に利用されるサービスに要する費用について適用し、同日前に利用されたサービスに要した費用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月28日）

（施行期日）

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

別表1

1 移動支援事業費用額単価表

区分	基準単価	適用
区分1	区分3の100分の50に相当する額	身体障害児（3級以下）、医師の意見書等により屋外での移動に著しい制限のある児童、精神保健福祉手帳（3級）所持者又は同等と認められる者
区分2	区分3の100分の75に相当する額	身体障害児（2級）、知的障害者児（療育手帳B判定）、精神保健福祉手帳（2級）所持者
区分3	1,000円/30分	視覚障害者、四肢のいずれにも障害がある肢体不自由2級又は同等と認められる者、知的障害者児（療育手帳A判定）、精神保健福祉手帳（1級）所持者
全身性	法第5条の居宅介護における身体介護の基準単価を適用する。	・四肢のいずれにも障害がある肢体不自由1級又は同等と認められる者 ・障害支援区分4以上であって、二肢以上に麻痺等があり、かつ、認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者
車両移送型	540円/片道	法第5条の短期入所を利用する場合の送迎支援 ただし、屈足わかふじ園については、1,840円/片道とする。

2 支援の型

(1) 個別支援型

区分3及び全身性 サービス提供者1人に対し利用者1人

(2) グループ支援型

区分1 サービス提供者1人に対し利用者3人

区分2 サービス提供者1人に対し利用者2人

※1 区分3に該当する者であっても、本人及び事業者の双方がグループ支援可能と判断した場合は、区分1又は2の適用を妨げない。

※2 区分1又は2に該当する者であっても他の利用希望者が揃わなかったことにより、個別支援型のサービス提供を行った場合は、区分3の基準単価を適用することができる。

※3 要綱第4条第2項第3号により、法第5条第3項の重度訪問介護適用者で、宿泊を伴う場合の基準単価は、同サービスの基準単価を適用する。

3 日中時間帯以外に加算の算定（全身性及び車両移送型を除く。）

夜間～午後6時から午後10時まで 100分の25に相当する額

深夜～午後10時から午前6時まで 100分の50に相当する額

早朝～午前6時から午前8時まで 100分の25に相当する額

別表2

1 日中一時支援事業費用額単価表

(1) 障害児

利用時間・区分		区分			
		区分1	区分2	区分3	区分4
I型	1時間未満	1,230円	1,330円	1,450円	1,900円
	2時間未満	2,470円	2,670円	2,900円	3,800円
	4時間未満	3,460円	3,740円	4,060円	5,320円
	4時間～6時間未満	5,330円	5,790円	6,270円	8,360円
	6時間～8時間未満	6,940円	7,540円	8,140円	10,680円
	8時間以上	7,630円	8,280円	8,960円	12,160円
II型	1時間未満	440円	740円	830円	1,900円
	2時間未満	880円	1,480円	1,660円	3,800円
	4時間未満	1,320円	2,220円	2,490円	5,320円
	4時間～6時間未満	2,060円	3,490円	3,890円	8,360円
	6時間～8時間未満	3,090円	5,240円	5,850円	10,680円
	8時間以上	3,400円	5,750円	6,430円	12,160円

I型は見守り及び日常生活訓練を実施した場合、II型は見守りのみの場合

(2) 障害者

利用時間・区分		区分				
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
I型	1時間未満	1,230円	1,330円	1,400円	1,450円	2,300円
	2時間未満	2,470円	2,670円	2,800円	2,900円	4,600円
	4時間未満	3,460円	3,740円	3,920円	4,060円	6,440円
	4時間～6時間未満	5,330円	5,790円	6,030円	6,270円	10,120円
	6時間～8時間未満	6,940円	7,540円	7,840円	8,140円	12,880円
	8時間以上	7,630円	8,280円	8,620円	8,960円	14,720円
II型	1時間未満	440円	740円	790円	830円	2,300円
	2時間未満	880円	1,480円	1,580円	1,660円	4,600円
	4時間未満	1,320円	2,220円	2,370円	2,490円	6,440円
	4時間～6時間未満	2,060円	3,490円	3,690円	3,890円	10,120円
	6時間～8時間未満	3,090円	5,240円	5,540円	5,850円	12,880円
	8時間以上	3,400円	5,750円	6,090円	6,430円	14,720円

I型は見守り及び日常生活訓練を実施した場合、II型は見守りのみの場合

加算

低所得者（別表4所得区分の欄に該当する者のうち、3.③に該当する者以外の者）
の食事提供体制加算 420円/日

入浴加算 400円/日

送迎加算 540円/片道

2 区分適用

(1) 障害児

	適用
区分1	身体障害者児（3級以下）、医師の意見書等により本事業の利用の必要性が認められる児童、精神保健福祉手帳（3級）所持者又は同等と認められる者
区分2	身体障害者児（2級）、知的障害者児（療育手帳B判定）、精神保健福祉手帳（2級）所持者
区分3	身体障害者児（1級）、知的障害者児（療育手帳A判定）、精神保健福祉手帳（1級）所持者
区分4	区分3に該当する者であって、更に医療的ケアが必要なもの

(2) 障害者

	適用

区分1	法第21条第1項に基づく障害支援区分の認定で区分1の者、身体障害者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳所持者であって、障害支援区分未認定者
区分2	法第21条第1項に基づく障害支援区分2及び区分3の者
区分3	法第21条第1項に基づく障害支援区分4の者
区分4	法第21条第1項に基づく障害支援区分5及び区分6の者
区分5	法第21条第1項に基づく障害支援区分5及び区分6の者であって、更に医療的ケアが必要な者

別表3

訪問入浴サービス事業費用額単価表

区分	単価
基本部分（全身入浴）	12,600円/回
清拭（全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合）	基本部分×90/100

別表4

利用者が負担すべき、費用額に対する負担割合及び上限月額

所得区分	所得区分	利用者負担		
		割合	上限月額	
所得区分	1. 生活保護受給世帯	10%	0円	
	2. 市町村民税非課税世帯に属する者	10%	0円	
	3. 市町村民税課税世帯に属する者	① 所得税非課税世帯に属する者	5%	児童4,600円 上記以外9,300円
		② 所得税課税世帯に属し、市町村民税所得割課税額が16万円未満（児童については、28万円未満）の世帯に属する者	10%	児童4,600円 上記以外9,300円
		③ ①及び②以外である者	10%	37,200円
4. 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置）に関する認定を受けた世帯に属する者	10%	認定額		
世帯範囲	上記の世帯の範囲は、当該障害者及びその配偶者とする。ただし、児童（18歳未満）の場合は、生計中心者とする。			

